

最高裁秘書第1600号

令和4年5月31日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和4年5月24日に答申（令和4年度（最情）答申第2号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和3年度（最情）諮問第44号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

諮詢日：令和3年12月24日（令和3年度（最情）諮詢第44号）

答申日：令和4年5月24日（令和4年度（最情）答申第2号）

件名：裁判所庁舎の入り口等に開廷表を備え付けるべきことを定めた文書の不開示判断（不存在）に関する件

答申書

第1 委員会の結論

「裁判所庁舎の入り口等に開廷表を備え付けるべきことを定めた文書（現在有効なもの）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和3年11月8日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示申出に係る文書を「裁判所庁舎の入り口及び法廷前等に開廷表を備え付けるべき根拠について記載した文書」と整理し、本件開示申出に係る文書を保有している可能性がある部署において対象文書を探索したが、該当文書は存在しなかった。

この点、「開廷表を備え付けるべき」とした規定は存在しておらず、そもそも開廷表を設置している理由が、来庁者の便宜を図るために、裁判の公開原則の趣旨に沿って、事件番号や事件名等、事件の特定に必要な情報を提供してい

るものであることに鑑みると、本件開示申出に係る文書を作成又は取得していないことが不合理とは言えない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和3年12月24日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和4年4月14日 審議
- ④ 同年5月19日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 最高裁判所は、本件開示申出について、「裁判所庁舎の入り口及び法廷前等に開廷表を備え付けるべき根拠について記載した文書」の開示を申し出るものと整理したことであり、本件開示申出書の記載を踏まえれば、本件開示申出について上記のとおり整理したことは合理的である。

最高裁判所事務総長の説明によれば、「開廷表を備え付けるべき」ことを定めた規定は存在していないが、開廷表を設置している理由は、裁判の公開原則の趣旨に沿って、来庁者の便宜を図るために、事件番号や事件名等、事件の特定に必要な情報を提供しているものであるとのことであり、上記理由を踏まえれば、情報提供の運用を裁判所庁舎の入り口及び法廷前等に開廷表を備え付ける方式に統一する必要があるとは考えられない。したがって、最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

よって、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 門口 正人

委員長 戸雅子